

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年6月11日

鳥取県知事 平井伸治

1 調達内容

(1) 業務の名称及び数量

令和8年度鳥取県災害廃棄物処理図上訓練運営支援業務 一式

(2) 業務内容

入札説明書による。

(3) 業務期間

契約締結日から令和9年1月29日まで

(4) 入札方法

入札は、紙入札により行うものであること。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額をもって契約金額とするので、入札書に記載する金額は契約申込金額（消費税及び地方消費税を含めた金額）とすること。併せて、課税事業者にあつては内訳として消費税及び地方消費税の額を記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和6年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が「その他の委託等の監査・コンサルティング」に登録されている者であること。
- (3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) 令和3年4月1日から令和8年3月31日までの間に、国又は地方公共団体が発注した以下の業務を受託し履行を完了した実績を有していること。

災害廃棄物の図上訓練に係る支援業務

3 契約担当部局

鳥取県生活環境部自然共生社会局循環型社会推進課

4 入札手続等

(1) 入札手続及び業務の仕様に関する担当部局

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220

鳥取県生活環境部自然共生社会局循環型社会推進課廃棄物リサイクル担当

電話 0857-26-7562

電子メール junkanshakai@pref.tottori.lg.jp

(2) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、令和8年6月11日（木）から同月23日（火）までの間にインターネットの鳥取県生活環境部自然共生社会局循環型社会推進課ホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/junkanshakai/>）から入手すること。

ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和8年6月11日（木）から同月23日（火）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

とする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(3) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年6月30日（火）午前10時開時開札（ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月29日（月）午後5時までとする。）

イ 場所

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220
鳥取県庁議会棟3階第13会議室

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書の7で示す事前提出物を4の(1)の場所に令和8年6月23日（火）午後5時までに郵便等又は持参の方法により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに事前提出物を提出しない者は、本件入札に参加することができない。

(3) 入札参加者は、事前提出物に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

なお、最低価格者が複数いる場合は、当該最低価格者の間でくじ引きを行い、その当選者を落札者とする。くじ抽選は、別紙「くじ抽選の方法について」に基づいて行う。

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

詳細は、入札説明書による。